

『公的年金等の源泉徴収票』が送付されます

問い合わせ先 弘前年金事務所 0172-27-1339

令和2年中に国民年金、厚生年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた皆さんに、令和2年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月中に日本年金機構から送付されます（障害年金や遺族年金は非課税所得のため送付されません）。所得税等の確定申告の際の添付書類等として必要となりますので、大切に保管してください。

『障害者控除対象者認定書』の交付について

問い合わせ先 介護福祉課 内線2447

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が次の要件に該当する場合、市が交付する「障害者控除対象者認定書」によって一定の所得控除（所得税および住民税）を受けることができます。

対象となる要件…満65歳以上で、介護保険要介護認定（要支援1・2を除く）を受けている方や6カ月以上寝たきりの状態にある方

*身体障害者手帳、愛護手帳をお持ちの方は、それらの手帳により、この認定書がなくても控除を受けることができます。ただし、身体障害者手帳（身体障害者3～6級）等ですでに控除を受けている方でも、介護保険における要介護状態区分が要介護4または

要介護5と認定されている方は、この認定書により特別障害者として控除を受けることができます。

交付を受けるには

障害者控除対象者認定申請書に必要事項を記入の上、対象者の介護保険被保険者証（写し可）、申請者の身元確認書類（運転免許証、その他顔写真付きの公的身分証明書など）および印鑑を持参し、介護福祉課または総合支所総合窓口係へお申し込みください。なお、申請書（様式第1号）は各窓口および市ホームページから入手できます。「障害者控除対象者認定書」は、後日、申請者に郵送します。余裕をもった申請をお願いします。



感謝状と紅白まんじゅうを手にする吉崎さん

嘉瀬地区老人クラブが元菓子職人に感謝状

12月6日、嘉瀬コミュニティセンターで嘉瀬地区老人クラブ忘年会が行われ、10年もの間、老人クラブの会員と協力して手作りの紅白まんじゅうをふるまっている元菓子職人の吉崎文治さんに鳴海等会長から感謝状と記念品が手渡されました。

鳴海会長は「これからも元気な限り、続けてもらいたい」と話し、吉崎さんは「突然のことで感激している。皆さん喜んでくれるみたいなので、できる限り続けていきたい」と笑顔で話しました。

吉崎さんがふるまっている紅白まんじゅう(右写真)



まちなか喫茶

和モダンカフェ

テイクアウト(お持ち帰り)絶賛継続中!!

皆様のお役に立てれば幸いです

営業時間:11:00~22:00 定休日:8/13、12/31、1/1

■歓送迎会・結婚式の二次会・女子会などご予約承ります!
五所川原市大町509-3 TEL・FAX 0173-33-5251

18歳以下の小・中・高校生 限定!

参加料
無料

歌謡選手権

日時 2021.3.28 (日) 14:00~

吉幾三 コレクションミュージアム
お申込・観覧券のお求めは ☎0173-26-6686